

No. 1314 (2025. 3.17)

憲法をめぐる動き【令和7年版】

はじめに

I 国会の動き

- 1 憲法審査会の概要
- 2 憲法審査会設置までの経緯
- 3 憲法審査会の活動の経過

II 政党の動き

- 1 憲法改正提言等
- 2 選挙公約等

III 世論の動き

- 1 憲法改正の賛否の推移
- 2 近時の世論調査結果

キーワード：憲法、憲法審査会、憲法改正提言、世論

- 本稿では、主に近年における日本国憲法をめぐる①国会、②政党、③世論の3つの観点から、それぞれの動きを概観する。
- 衆参各議院には常設の機関として憲法審査会が設置されている。令和6年には衆議院憲法審査会が14回、参議院憲法審査会が8回開催された。
- 政党による憲法改正提言等が公表されている。また、各党は、令和6年の衆議院議員総選挙における公約等の中で憲法に言及している。
- 報道機関による世論調査では、改正の賛否、議論の活発化、検討項目・改正項目、優先して取り組んでほしい政策課題等が調査事項として取り上げられている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

憲法課 おおご あきふみ
大湖 彬史

第1314号

はじめに

日本国憲法（以下「憲法」という。）は、昭和21（1946）年に公布され、翌昭和22（1947）年に施行された。その後、改正されることなく、現在に至る。本稿では、主に近年における憲法をめぐる①国会、②政党、③世論の3つの観点から、それぞれの動きを概観する。

I 国会の動き

1 憲法審査会の概要

憲法審査会は、第167回国会（平成19（2007）年8月7日召集）から（衆参）各議院に設置されている常設の機関である。その前身の「憲法調査会」は、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」ため、各議院に設置されていた。これに対し「憲法審査会」は、調査の対象に「日本国憲法に密接に関連する基本法制」を加えるとともに、こうした調査を行うほか、「憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」ため、各議院に設置されている（国会法（昭和22年法律第79号）第102条の6）。憲法審査会の委員（衆議院50人、参議院45人）は、各会派¹の所属議員数の比率により、各会派に割り当てられている²。

2 憲法審査会設置までの経緯

昭和31（1956）年6月11日に憲法調査会法（昭和31年法律第140号）により設置された内閣の憲法調査会は、昭和39（1964）年7月3日に報告書を内閣に提出した³。同調査会は翌昭和40（1965）年6月3日に廃止され、その後は憲法を専門に調査する機関が設置されない状況が続いたが⁴、「国会法の一部を改正する法律」（平成11年法律第118号）により、平成12（2000）年1月20日に各議院に「憲法調査会」が設置された。

衆議院憲法調査会は平成17（2005）年4月15日に、参議院憲法調査会は同月20日に、それぞれ報告書を各議院議長に提出した⁵。その後、これらの報告書の中で言及された憲法改正手続法（国民投票法制）について、議案の審査等を行うため、「日本国憲法に関する調査特別委員会」が同年9月22日に衆議院に、平成19（2007）年1月25日に参議院に設置された⁶。

これらの委員会での審査等を経て、同年5月14日に「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号。以下「憲法改正国民投票法」という。）が成立し、同月18日に公布された。この憲法改正国民投票法により改正された国会法第102条の6の規定に基づき、憲法改正国民投票法の公布の日以後初めて召集される国会の召集の日（同年8月7日）に、各議院に憲法審査会が設置された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7（2025）年2月21日である。

¹ 会派とは、議院内で活動を共にしようとする議員の団体であり、多くは政党単位で、又は政党を中心として結成される（浅野一郎・河野久編著『新・国会事典 第3版』有斐閣、2014、pp.82-84）。

² 衆議院憲法審査会規程（平成21年6月11日議決）第2条及び第3条第2項並びに参議院憲法審査会規程（平成23年5月18日議決）第2条及び第3条第2項

³ 『憲法調査会報告書』憲法調査会、1964。その後、内閣を通じて国会にも提出された。

⁴ 参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』2005.4、p.4。<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkoku_syo/pdf/honhoukoku.pdf>

⁵ 衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』2005.4。<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf?File/houkoku.pdf>; 同上; 第162回国会参議院憲法調査会会議録第7号 平成17年4月20日 p.5。

⁶ 第163回国会衆議院会議録第2号 平成17年9月22日 p.4; 第166回国会参議院会議録第1号 平成19年1月25日 p.1。

3 憲法審査会の活動の経過

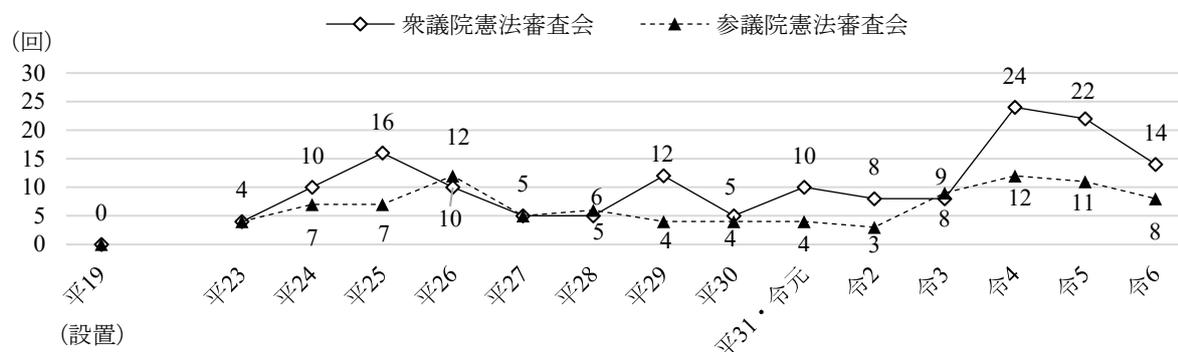
(1) 開催までの経緯とこれまでの開催回数

憲法審査会は、平成19(2007)年8月7日に設置されたものの、同年の憲法改正国民投票法の採決をめぐる与党(自由民主党・公明党)と野党(民主党等)の対立等を背景として⁷、開催されない状況が続いた。憲法審査会の組織、運営等に関する事項を定める憲法審査会規程は、衆議院では平成21(2009)年6月11日に議決された。一方、野党が過半数を占めていた参議院では憲法審査会規程が議決されないまま、同年8月30日の衆議院議員総選挙による政権交代を迎えた。しかし、翌平成22(2010)年7月11日の参議院議員通常選挙で野党の自由民主党が議席を伸ばし、過半数割れした与党(民主党・国民新党)が譲歩を迫られたことから⁸、翌平成23(2011)年5月18日に参議院でも憲法審査会規程が議決され、設置から約4年後の同年10月、各議院で憲法審査会が開催された。

以後は毎年憲法審査会が開催されており、令和6(2024)年は、衆議院憲法審査会が14回、参議院憲法審査会が8回それぞれ開催された(図1参照)。年間当たりの最多開催回数は、令和4(2022)年の衆議院憲法審査会のもので24回である。

なお、第50回衆議院議員総選挙(令和6(2024)年10月27日実施)において与党(自由民主党・公明党)が過半数割れし、同年11月13日に衆議院憲法審査会は、憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会時代も含めて初めて野党(立憲民主党)から会長を選出した⁹。

図1 憲法審査会の開催回数(年別)



(注) 憲法審査会は、設置後約4年間開催されなかった。

(出典) 「会議日誌・会議資料」衆議院憲法審査会ウェブサイト <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/nissi.htm>; 「審査会の経過」参議院憲法審査会ウェブサイト <<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/index.html>> を基に筆者作成。

(2) 議論のテーマ

これまで、憲法の各条項、国民投票法制等を対象に、様々なテーマに関する議論が行われてきた(表1参照。憲法改正国民投票法については、後述(3)参照)。なお、令和4(2022)年3月3日に衆議院憲法審査会が行った憲法第56条第1項¹⁰の「出席」の概念に関する議決¹¹は、

⁷ 「憲法審査会 やっと始動」『読売新聞』2011.10.14; 「憲法審査会 衆参で始動へ」『朝日新聞』2011.10.19等。

⁸ 同上; 「参院にも憲法審査会規程」『読売新聞』2011.5.18, 夕刊; 「議論開始 気配なし」『東京新聞』2011.5.19等。

⁹ 参議院憲法審査会については、平成23(2011)年10月21日に当時の野党(自由民主党)から会長が選出された例がある。

¹⁰ 「両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」

¹¹ 第208回国会衆議院憲法審査会議録第4号 令和4年3月3日 p.9. 緊急事態が発生した場合等においてどうし

初めて憲法審査会としての憲法解釈・判断をまとめたものと言えるとの指摘がある¹²。

表1 憲法審査会における議論の主なテーマ（年別）

| 年 (国会回次) | 開催回数と主なテーマ | |
|------------------------|---|--|
| | 衆議院憲法審査会 | 参議院憲法審査会 |
| 平成19年 …(注1) | 設置 | 設置 |
| 平成23年 (179) | 4回：衆議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会の経緯等 | 4回：参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等 |
| 平成24年 (180-182) | 10回：憲法改正国民投票法に係る検討課題、日本国憲法の各条章の検証 | 7回：衆議院憲法調査会報告書及び憲法改正国民投票法附則における検討条項、東日本大震災と憲法 |
| 平成25年 (183-185) | 16回：同上、海外派遣報告 | 7回：二院制、新しい人権 |
| 平成26年 (186-188) | 10回：憲法改正国民投票法改正案（平成26年改正案 ^(注2) 、可決）、海外派遣報告、今後の憲法審査会で議論すべきこと | 12回：憲法改正国民投票法改正案（同左、可決）、憲法に対する認識、憲法と参議院 |
| 平成27年 (189) | 5回：今後の憲法審査会で議論すべきこと、憲法保障をめぐる諸問題 | 5回：海外派遣報告、憲法とは何か、参議院憲法審査会が取り組むべき課題、二院制 |
| 平成28年 (190-192) | 5回：憲法制定経緯と憲法公布70年を振り返って、立憲主義、憲法改正の限界、違憲立法審査の在り方 | 6回：二院制、憲法に対する考え方 |
| 平成29年 (193-195) | 12回：参政権の保障をめぐる諸問題、国と地方の在り方、新しい人権等、憲法第1章、海外派遣報告 | 4回：憲法に対する考え方 |
| 平成30年 (196-197) | 5回：憲法改正国民投票法改正案（平成30年改正案 ^(注3) ） | 4回：憲法に対する考え方 |
| 平成31・令和元年 (198-200) | 10回：憲法改正国民投票に係る有料広告の自主規制の検討状況、海外派遣報告 | 4回：— ^(注4) |
| 令和2年 (201-203) | 8回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、憲法改正国民投票法改正案（平成30年改正案 ^(注3) ） | 3回：— ^(注4) |
| 令和3年 (204-207) | 8回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、憲法改正国民投票法改正案（平成30年改正案 ^(注3) 、可決） | 9回：憲法に対する考え方、憲法改正国民投票法改正案（同左、可決）、日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸課題 |
| 令和4年 (208-210) | 24回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正をめぐる諸問題、憲法改正国民投票法改正案（令和4年改正案 ^(注5) ） | 12回：憲法に対する考え方 |
| 令和5年 (211-212) | 22回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正をめぐる諸問題、海外派遣報告 | 11回：憲法に対する考え方 |
| 令和6年 (213-216) | 14回：日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正をめぐる諸問題、今後の憲法審査会の議論の進め方 | 8回：憲法に対する考え方 |

(注1) 憲法審査会は、平成19（2007）年8月7日に設置されたものの、設置後約4年間開催されなかった。

(注2) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第14号）

(注3) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆法第42号）

(注4) 請願審査、会長・幹事の選任等が行われた。

(注5) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第208回国会衆法第34号）

(出典) 衆議院憲法審査会事務局『衆議院憲法審査会 関係資料集 令和6年版』<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/r6_shiryosyu.pdf/\\$File/r6_shiryosyu.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/r6_shiryosyu.pdf/$File/r6_shiryosyu.pdf)>; 「会議日誌・会議資料」衆議院憲法審査会ウェブサイト <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/nissi.htm>; 「審査会の経過」参議院憲法審査会ウェブサイト <<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/index.html>> を基に筆者作成。

でも本会議の開催が必要と認められるときは、憲法第56条第1項の「出席」に例外的に「オンラインによる出席」も含まれると解釈できるとする意見が委員の間では大勢であったとするものである。

¹² 上田健介「憲法審査会のあり方について」山本龍彦ほか編著『国会実務と憲法—日本政治の「岩盤」を診る—』日本評論社、2024、p.66。上田氏は、衆議院憲法審査会の議論の中で、憲法審査会の調査対象が具体的問題の合憲性に及ぶことが明らかにされた質疑応答があったことも指摘している（同；第208回国会衆議院憲法審査会議録第2号 令和4年2月17日 p.10）。

令和6(2024)年の衆議院憲法審査会で取り上げられたテーマは、緊急事態（特に選挙困難事態における国会機能の維持）、国民投票広報協議会¹³その他憲法改正国民投票法の諸問題等である。同年の参議院憲法審査会で取り上げられたテーマは、参議院の緊急集会、憲法改正国民投票法等である。

(3) 憲法改正国民投票法の一部改正等

憲法改正国民投票法は、平成26(2014)年及び令和3(2021)年に実質的な内容に関わる改正が行われている。いずれも、衆議院に提出された憲法改正国民投票法の改正案（議員提出法案）が可決されて成立したものである。このほか、令和4(2022)年4月27日に憲法改正国民投票法の改正案が衆議院に提出され、衆議院憲法審査会に付託されたが、令和6(2024)年10月9日の衆議院解散により審査未了（いわゆる廃案）となった。これらの法改正及び改正案の内容、経過等を次に述べる（図2も参照）。

(i) 第1次改正（平成26年）

この改正は、憲法改正国民投票法の附則に定められた3つの検討課題（いわゆる「3つの宿題」）。①選挙権年齢等の18歳への引下げ¹⁴、②公務員の政治的行為の制限に係る法整備及び③国民投票の対象拡大についての検討）に、一応の解決策を講じたものである¹⁵。

平成26(2014)年4月8日に衆議院に提出された改正案（第186回国会衆法第14号）¹⁶が同年6月13日に参議院で可決されて成立した（同月20日公布。平成26年法律第75号）。

(ii) 第2次改正（令和3年）

この改正は、平成28(2016)年に公職選挙法（昭和25年法律第100号）が複数回改正され投票環境向上のための法整備が行われたことに倣い、憲法改正国民投票法において同様の法整備を7項目¹⁷にわたって行ったものである。

改正案（第196回国会衆法第42号）¹⁸は平成30(2018)年6月27日に衆議院に提出された。その後、複数会期にわたり審査が行われなかった¹⁹が、与野党間の協議を経て第203回国会

¹³ 国会が発議した憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に設置される機関である（国会法第102条の11第1項）。

¹⁴ 憲法改正国民投票法制定により新たに定められた投票権年齢（国民投票の投票権を有する者の年齢。18歳）と当時の選挙権年齢・成年年齢等（20歳）の間に差があったことから、選挙権年齢等の18歳への引下げ等について必要な法制上の措置を講じ、当該措置が講じられてから選挙権年齢等の18歳への引下げ等が実現するまでの間は投票権年齢も20歳とする規定が設けられた（憲法改正国民投票法附則第3条）。しかし、憲法改正国民投票法の本格施行（平成22年5月18日）までに選挙権年齢等の18歳への引下げ等についての必要な法制上の措置が講じられず、投票権年齢の解釈に疑義が生じる事態となっていた（橘幸信・氏家正喜「法令解説 憲法改正国民投票が実施可能な土俵の整備—選挙権年齢等の一八歳への引下げ、公務員の政治的行為の制限に係る法整備等—」『時の法令』1962号、2014.9.30、pp.4-5、8）。

¹⁵ 同上、p.4。

¹⁶ 提出党派は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党及び生活の党。

¹⁷ 共通投票所制度の創設、洋上投票の対象の拡大等。

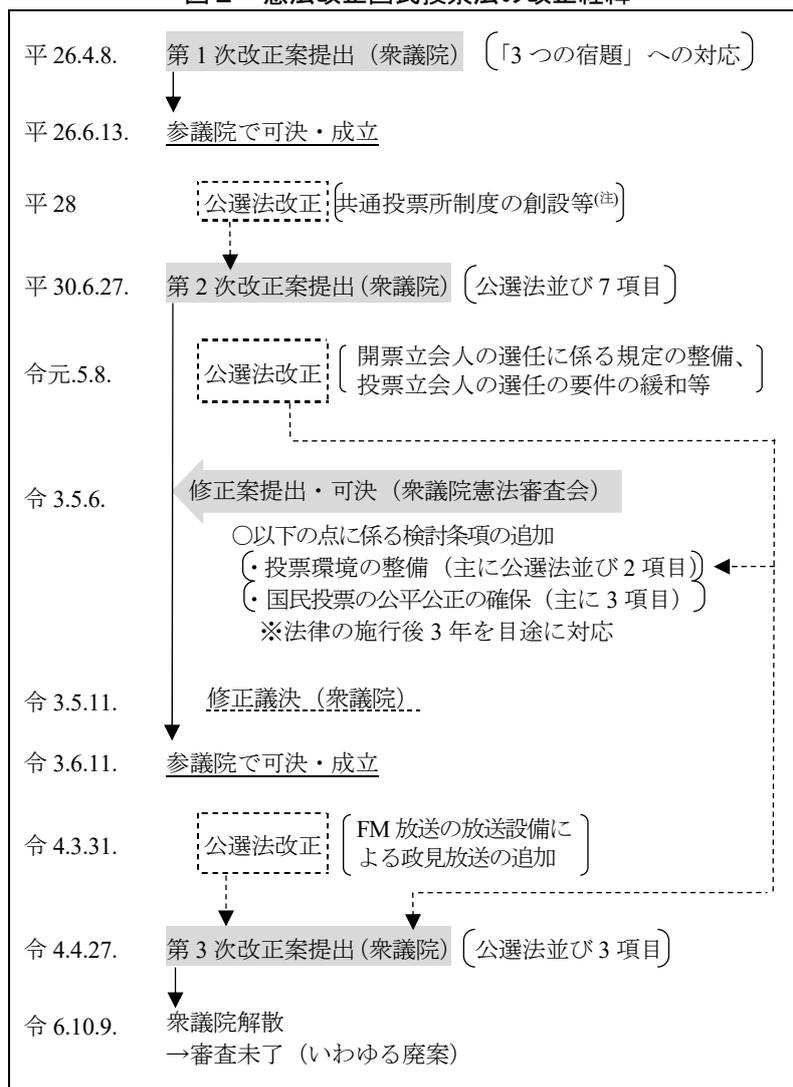
¹⁸ 提出党派は、自由民主党、公明党、日本維新の会及び希望の党。

¹⁹ 理由の1つとして、改正案の質疑や採決と国民投票運動における広告放送規制等に関する議論（後述する検討条項のうち②に関わる部分）をどのような順番でどのように行っていくかについて協議が調わなかったことが挙げられている（中西絵梨「法令解説 投票環境向上のための憲法改正国民投票法改正」『時の法令』2131号、2021.10.15、p.15）。

(令和2(2020)年11月)から本格的な審査が始まった。審査は第204回国会(令和3(2021)年常会)に持ち越され、最終的には、同年5月に衆議院で修正議決(改正法の附則に検討条項を追加)された改正案が同年6月11日に参議院で可決されて、成立した(同月18日公布。令和3年法律第76号)。

検討条項(附則第4条)により、国は、施行(令和3(2021)年9月18日)後3年を目途に①投票環境の整備のための事項(主に2項目)²⁰及び②国民投票の公平公正を確保するための事項(主に3項目)²¹について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることとされた。修正案の提出者は、検討条項を追加した理由として、令和元(2019)年にも投票環境に係る公職選挙法の改正が行われた²²ことや、CM(広告放送)や運動資金の規制のような積み残しの課題についても早急に具体的な検討を開始し、一定の結論を得る必要があることを挙げた²³。

図2 憲法改正国民投票法の改正経緯



(凡例) 「憲法改正国民投票法」とは、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)をいう。「公選法」とは公職選挙法(昭和25年法律第100号)をいう。「公選法並び」とは、投票環境向上等のための公職選挙法改正を受けてこれと同様の改正を憲法改正国民投票法についても行おうとするものである。

(注) 平成28(2016)年の公職選挙法改正は複数回にわたって行われた。(出典) 法案の概要・要綱、審議経過等を基に筆者作成。

(iii) 第3次改正案(令和4年提出)

令和4(2022)年4月27日に衆議院に提出された第3次改正案(第208回国会衆法第34号)²⁴

²⁰ ①開票立会人の選任に係る規定の整備、②投票立会人の選任の要件の緩和、③その他必要な事項。

²¹ ①国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限、②国民投票運動等の資金に係る規制、③国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策、④その他必要な事項。

²² 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)第3条による改正。

²³ 第204回国会衆議院憲法審査会議録第3号 令和3年5月6日 pp.5-6。

²⁴ 提出会派は、自由民主党、日本維新の会、公明党及び有志の会。

は、第2次改正の検討条項に掲げられた投票環境の整備に係る2項目（(ii)参照）に加え、同年の公職選挙法の改正²⁵によって措置された事項（FM放送の放送設備による政見放送の追加）についても、憲法改正国民投票法において同様の法整備を行おうとするものである。

第3次改正案は同月28日に衆議院憲法審査会に付託されたが、本格的な審査が行われないうまま、令和6（2024）年10月9日の衆議院解散により審査未了（いわゆる廃案）となった。

II 政党の動き

1 憲法改正提言等

政党による主な憲法改正提言等をおおむね公表順に示すと、次のとおりである。なお、平成27（2015）年以降に公表され²⁶、かつ、現存する政党によるもの²⁷に限った。

(1) 日本維新の会

日本維新の会の前身である「おおさか維新の会」は、平成28（2016）年3月26日に、①教育無償化、②統治機構改革（地域主権関係）及び③憲法裁判所の設置の3項目を主な内容とする「おおさか維新の会 憲法改正原案」²⁸を公表した²⁹。

日本維新の会国会議員団憲法改正調査会は、令和4（2022）年5月18日に、自衛隊を違憲とする主張の根拠を解消する必要があるとして、憲法第9条（以下本節において「第9条」という。）に自衛隊を明記する改正条文イメージを公表した³⁰。また、同調査会は、同年6月8日に、緊急事態対応に関する骨子案や未定稿の条文イメージ等を公表した³¹（緊急事態対応については後述（5）も参照）。

²⁵ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第16号）第2条による改正。

²⁶ 平成26（2014）年以前については、諸橋邦彦「主な日本国憲法改正試案及び提言」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』474号、2005.3.18。<<https://doi.org/10.11501/998435>>; 同「主な日本国憲法改正試案及び提言—平成17（2005）年3月～11月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』537号、2006.4.24。<<https://doi.org/10.11501/1000652>>; 鈴木尊紘「最近の主な日本国憲法改正提言—平成17年12月～平成24年12月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』774号、2013.3.14。<<https://doi.org/10.11501/8091643>>; 元尾竜一「最近の主な日本国憲法改正提言—平成25年1月～平成26年12月及び補遺—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』856号、2015.3.23。<<https://doi.org/10.11501/9107655>>を参照。

²⁷ 日本のこころは平成29（2017）年4月27日に「日本国憲法草案」を、希望の党は平成31（2019）年1月17日に「憲法改正条文案」を公表したが、いずれも公表後、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）上の政党要件を喪失し、政党でなくなった。両党のウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10372811/nippon-kokoro.jp/news/policies/kenpo01.php#_prologue>; <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11258159/kibounotou.jp/2019/01/771/>>参照。

²⁸ 「おおさか維新の会 憲法改正原案」2016.3.24。おおさか維新の会ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9920328/o-ishin.jp/news/2016/images/b27d4af85126e07d028621ff69f02a184ece31d5.pdf>>

²⁹ 「「おおさか維新の会」 憲法改正原案公開のお知らせ」2016.3.26。おおさか維新の会ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9920328/o-ishin.jp/news/2016/03/26/223.html>>

³⁰ 日本維新の会憲法改正調査会「憲法9条の改正に向けて」2022.5.18。<https://drive.google.com/file/d/IRMYonfWD3xGGzo_1hxBfdgTKNybvEdr4/edit>（維新オープン政調「2022年5月18日（水）「外交安全保障と憲法について」日本維新の会 国会議員団 政務調査会 新しい外交安保・憲法改正両調査会合同会議」2022.6.8。YouTube <<https://www.youtube.com/watch?v=JqamK83QdC8>> から閲覧）自衛権については、閣議決定による憲法解釈及び平和安全法制等の法律で規律付けする現在の枠組みを維持するとしている。

³¹ 「220608 憲法改正調査会（緊急事態条項）」<<https://drive.google.com/drive/folders/1Zb-VPsH2XUGnYVKAhspIFuYwpaUhJP72>>（維新オープン政調「2022年6月8日（水）「緊急事態条項について（橋本議員法制局長よりヒアリング）」日本維新の会 国会議員団 政務調査会 憲法改正調査会」2022.6.8。YouTube <<https://www.youtube.com/watch?v=dJVM3SyW61o>> から閲覧）

これらをまとめた「日本維新の会憲法改正原案」が公表されている³²。

(2) 自由民主党

自由民主党憲法改正推進本部（当時）は、平成30（2018）年3月25日の党大会を前に、おおむね次のような4項目の条文イメージ（たたき台素案）を取りまとめた³³。また、令和6（2024）年9月2日に同党憲法改正実現本部は論点整理を取りまとめ、自衛隊明記（①参照）と緊急政令（②参照）について、条文イメージ（たたき台素案）の枠組みを前提とすることが確認された³⁴。

- ①自衛隊の明記 現行の第9条及びその解釈を維持した上で、第9条の2を新設³⁵。第9条の2には、第9条の規定は必要な自衛の措置をとることを妨げず³⁶、そのための実力組織として自衛隊を保持すること等を規定。
- ②緊急事態対応 異常かつ大規模な災害により法律の制定を待ついとまがない特別な事情があるとき³⁷、内閣は個別法に基づく緊急政令を制定できること、そうした災害により選挙の適正な実施が困難なとき、国会は国会議員の任期の特例を定めることができること等を規定。
- ③合区解消・地方公共団体 人口以外の要素（行政区画等）も総合的に勘案して国会議員の選挙区等を定めるものとする事、参議院議員について改選ごとに各都道府県において少なくとも1人を選挙すべきものとする事ができること等を規定。
- ④教育充実 国は、経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならないこと等を規定。

(3) 国民民主党

国民民主党の前身である（旧）国民民主党は、平成30（2018）年5月7日の結党時の「基本政策」で、恣意的・便宜的な憲法解釈の変更や自衛権行使の限界を曖昧にしたままの自衛隊明記に反対するとともに、議論を深める事項として、内閣による衆議院解散権の制約、新しい人権、地方自治等を挙げた³⁸。

（現在の）国民民主党³⁹の憲法調査会は、令和2（2020）年12月4日の「憲法改正に向けた論点整理」で、①人権保障のアップデート、②地方自治の発展・強化、③統治の在り方の再構築、④三大原理（人権尊重・国民主権・平和主義）の確認・宣言と国家目標規定の創設、という憲

³² 「日本維新の会憲法改正原案」日本維新の会ウェブサイト <<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>> 従前の憲法改正案（本文参照）と比べると、多少の異同がある（若干の字句修正、条の移動、解説の追加等）。

³³ 自由民主党憲法改正推進本部「憲法改正に関する議論の状況について」2018.3.26. <https://storage.jimin.jp/pdf/constitution/news/20180326_01.pdf> ①は、こうした案を基本とすべきとの意見が大勢を占めたとされ、「9条1項・2項維持論に関するその他の意見」と「9条2項削除論」が付記された。②は、こうした案が考えられるとされ、「その他の意見」が付記された。③④は、こうした案で合意が得られているとされた。

³⁴ 「自衛隊明記と緊急政令に関する論点を整理 憲法改正実現本部が取りまとめ」2024.9.5. 自由民主党ウェブサイト <<https://www.jimin.jp/news/information/208976.html>> 条文イメージ（たたき台素案）に関連して、新たな意見や解釈等を述べている部分がある。後掲注(35)～注(37)参照。

³⁵ 令和6（2024）年9月2日の論点整理では、条文の位置について、「第9条の2」を基本的に堅持すべきことが確認された一方で、内閣の職務権限等を定めた憲法第5章に新たな規定を設けることも「選択肢の一つとして排除されるものではない」との意見が紹介された（同上）。

³⁶ 令和6（2024）年9月2日の論点整理では、第9条との関係を整理する文言（「必要な自衛の措置をとることを妨げず」）について、引き続き議論することとされた（同上）。

³⁷ 令和6（2024）年9月2日の論点整理では、対象とする緊急事態の類型は、異常かつ大規模な災害、武力攻撃、テロ・内乱、感染症まん延等とされた（同上）。

³⁸ 「基本政策」2018.5.7. 国民民主党ウェブサイト <<https://www.dfp.or.jp/article/200005>>

³⁹ 現在の国民民主党は、令和2（2020）年9月14日に結成された。

法改正の方向性を示し、幾つかの論点については条文イメージ等も示した⁴⁰。

また、令和4（2022）年12月14日に、同党憲法調査会は、緊急事態対応に関する条文イメージ（たたき台素案）⁴¹を了承した⁴²（緊急事態対応については後述（5）も参照）。

（4）立憲民主党

立憲民主党の前身である（旧）立憲民主党は、平成30（2018）年7月19日に、「憲法に関する考え方—立憲的憲法論議—」を公表し、憲法に関する議論は立憲主義をより深化・徹底する観点から進めるとして、①いわゆる安全保障法制、②いわゆる自衛隊加憲論、③文民統制、④国会の臨時会召集要求、⑤衆議院の解散、⑥国政調査権、⑦知る権利など、⑧LGBT⁴³の人権、⑨高等教育の無償化及び⑩国民投票についての考え方を示した⁴⁴。

（現在の）立憲民主党⁴⁵は、令和2（2020）年11月19日に、「憲法論議の指針」を政調審議会で了承し、上記のほか、⑪地方自治及び⑫その他の検討事項（違憲審査制の在り方、緊急事態における国家権力の役割とその立憲的統制、憲法にかなう国費の支出の在り方、組織・団体の自律性・専門性の尊重・確保）についての考え方を示した⁴⁶。

また、同党の憲法調査会は、令和4（2022）年2月から「国会のあり方」、「情報化社会の人権保障」、「地方自治」及び「安全保障」における論点について議員間で議論を行い⁴⁷、同党の「次の内閣」において、「情報化社会と人権保障分科会・中間報告」が同年11月10日に、「地方自治分科会・中間報告」が令和5（2023）年2月9日に、「国会のあり方分科会・中間報告」が同月22日に、それぞれ了承された⁴⁸。

（5）複数の政党が共同で行った提言等

日本維新の会及び国民民主党並びに有志の会（以下「2党1会派」という。）は、令和5（2023）年3月30日に、緊急事態対応のうち国会議員の任期延長に係る条文案及びその概要を公表した。武力攻撃、内乱・テロ、自然災害、感染症のまん延等の事態が発生し、国政選挙の適正な実施が70日を超えて困難であることが明らかとなるときは、各議院の出席議員の3分の2以上の議決により、国会議員の任期延長を認めること等を内容とする⁴⁹。

その後、2党1会派は、同年6月19日に、緊急事態対応のうち国会議員の任期延長以外の事項についても条文イメージ及びその概要を取りまとめた⁵⁰。武力攻撃、内乱・テロ、自然災害、

⁴⁰ 国民民主党憲法調査会「憲法改正に向けた論点整理—新時代の人権保障と統治機構の再構築を通じて憲法の規範力を高めるために—」2020.12.4. <<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2020/12/a496a30ca55082bede1b85480540c5f4.pdf>>

⁴¹ 「緊急事態条項の条文イメージ（たたき台素案）」<<https://drive.google.com/file/d/1lkQduARRb36wCqx79mYQdOd6FwxTFsJ4/view>>

⁴² 「玉木雄一郎ブログ 権限統制のための緊急事態条項の憲法条文案をとりまとめました」2022.12.14. 選挙ドットコムウェブサイト <<https://go2senkyo.com/seijika/123936/posts/499077>>

⁴³ Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字を組み合わせた言葉。性的少数者を表す言葉の1つとして使われることもある。

⁴⁴ 立憲民主党「憲法に関する考え方—立憲的憲法論議—」2018.7.19. <<https://archive2017.cdp-japan.jp/policy/constitution>>

⁴⁵ 現在の立憲民主党は、令和2（2020）年9月15日に結成された。

⁴⁶ 「政調審議会「憲法論議の指針」を了承」2020.11.20. 立憲民主党ウェブサイト <https://cdp-japan.jp/news/20201119_0277>

⁴⁷ 「【政調】党憲法調査会 4つの類型の勉強会を行う」2022.2.9. 立憲民主党ウェブサイト <https://cdp-japan.jp/news/20220208_3004>

⁴⁸ 「【憲法調査会】3分科会で「中間報告」了承」2023.2.24. 立憲民主党ウェブサイト <https://cdp-japan.jp/news/20230224_5477>

⁴⁹ 「緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要・条文案」国民民主党ウェブサイト <<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2023/03/49baa5468cdf5f5ea9334155735a8d8e.pdf>>

⁵⁰ 「緊急事態条項（国会議員の任期延長その他の国会機能維持）概要」日本維新の会ウェブサイト <<https://o-ishin.jp/news/2023/images/b7c875f141003eb3d733f1060ff3fb7935a93c20.pdf>>; 「緊急事態条項（国会議員の任期延長その他の国会機能維持）憲法改正原案（イメージ）」同 <<https://o-ishin.jp/news/2023/images/5ee91cf662b14f43e77fad3460b5039666194bf.pdf>>

感染症のまん延等の事態に対処するために国会機能を維持する特別の必要があるときは、国会の承認等を条件として内閣が緊急事態を宣言し、国会の閉会及び衆議院の解散並びに憲法改正を禁止するとした。また、平時からの措置として、臨時会召集期限及び人権制限の限界を明記するとした。憲法裁判所の関与、緊急政令等については検討事項とされた。

2 選挙公約等

直近の国政選挙である第50回衆議院議員総選挙（令和6（2024）年10月27日実施）における各党の憲法に係る主な公約等は、表2のとおりである。

表2 第50回衆議院議員総選挙（令和6年実施）における各党の憲法に係る主な公約等

| | |
|--------|--|
| 自由民主党 | <ul style="list-style-type: none"> 「自民党は現在、憲法改正の条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を提示しています。」 「衆参両院の憲法審査会において憲法論議を深め、憲法改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施し、「日本国憲法」の改正を早期に実現します。」 |
| 立憲民主党 | <ul style="list-style-type: none"> 「現行憲法の基本理念と立憲主義に基づき「論憲」を進めます。国家権力を制約し、国民の権利の拡大に資する議論を積極的に行います。」 「内閣による衆議院解散の制約、臨時国会召集の期限の明記、各議院の国政調査権の強化、政府の情報公開義務、地方自治の充実について議論を深めます。」 |
| 日本維新の会 | <ul style="list-style-type: none"> 「教育無償化や自衛隊の明記、緊急事態条項の創設など具体的な改正条文案を示し、期限を区切って国民投票の実現を目指すなど、停滞している憲法改正議論を積極的にリードします。」 「憲法の実態や解釈が、国民の選択に委ねられることなく時の政権によって変更されてきたことに鑑み、国民自らが憲法を選択する国民投票を早期に実施します。」 |
| 国民民主党 | <ul style="list-style-type: none"> 「憲法の規範力を高めるための議論を進めます。」 議論・検討する項目として、「データ基本権」「同性婚の保障」「子どもの権利保障」「首相の解散権の制限」「臨時国会の召集期限の明文化」「憲法裁判所の設置」「緊急事態条項」「憲法9条」等を挙げた。 |
| 公明党 | <ul style="list-style-type: none"> 「憲法施行時には想定されなかった新しい理念や、憲法改正でしか解決できない課題が明らかになれば、必要な規定を付け加えること（加憲）は検討されるべきです。」 議論・検討する項目として、「憲法9条と自衛隊」「緊急事態における国会機能の維持」「デジタル社会の進展と憲法」「地球環境保全の責務」等を挙げた。 |
| れいわ新選組 | <ul style="list-style-type: none"> 「改憲ありきではなく、まず現行憲法を最大限活かす政治を目指します。憲法25条に規定されている「健康で文化的な最低限度の生活」など、現行憲法の求めている内容を反故にする一方で、憲法を変えること自体が目的となっている人たちが唱える改憲論には与しません。災害や有事を口実に内閣のみに権限を集中させる緊急事態条項は事実上の独裁条項です。」 |
| 日本共産党 | <ul style="list-style-type: none"> 「石破政権のもとでの憲法への攻撃は、明文改憲にとどまらず、文字通り「戦争国家」のための法と体制の具体的な条件を整備しようということにほかなりません。」 「国会のなかで憲法の明文改憲を許さず平和主義を守るたたかいは、日本共産党の躍進にかかっているとんでもない過言ではありません。」 |
| 参政党 | <ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態条項を含む改憲案等、政府の行き過ぎた行動制限・情報統制に反対。」 「今の日本国憲法は、78年前、連合国軍の占領期間中に、外国の指示や草案に基づいて作られたもの。日本人の自由な意思や歴史観によるものとは言えない。参政党は、憲法を自分たちで一からつくる「創憲」活動を行っている。」 |
| 日本保守党 | <ul style="list-style-type: none"> 「日本国を守るに相応の国防力の保持、必要な強化、それを達するための日本国憲法改正を含む法整備を図る。」 「憲法9条改正（2項の一部削除）」 |
| 社会民主党 | <ul style="list-style-type: none"> 「憲法9条の改憲には絶対反対。平和憲法をくらしに活かす政治を実現します。」 「いま憲法を変える必要はありません。社会に様々な行き詰まりが目立つのは、憲法が原因ではなく、憲法の理念を活用しようとする政府の責任です。…（中略）…社民党は、憲法理念を暮らしや政治に活かして、国民の生活を再建することに全力をあげます。」 |

（凡例）表に掲げた政党は、第50回衆議院議員総選挙（令和6（2024）年10月27日実施）で議席を得たものである。各党の配列は、当該総選挙で得た議席数の多い順（同数の場合は五十音順）である。

(出典) 自由民主党「自民党 令和6年政権公約」p.18. <https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202410_manifest.pdf>; 立憲民主党「立憲民主党 2024 政策パンフレット」p.23. (「これまでの選挙政策」立憲民主党ウェブサイト <http://cdp-japan.jp/visions/election_policies> から閲覧); 「第50回衆議院議員選挙 マニフェスト 8. 憲法・皇室制度」日本維新の会ウェブサイト <https://o-ishin.jp/shuin2024/manifest/manifest_8.html>; 国民民主党「国民民主党 政策パンフレット」p.34. <<https://new-kokumin.jp/file/DPPF-PolicyCollection2024.pdf>>; 公明党「衆院選政策集 Manifesto 2024」pp.105-106. <<https://www.komei.or.jp/special/shuin50/manifesto/manifesto2024.pdf>>; れいわ新選組「れいわ新選組 2024 衆院選 マニフェスト」p.22. <https://shu50.reiwa-shinsengumi.com/wp-content/themes/shu50reiwa/assets/pdf/reiwa_2024_election_manifest.pdf>; 「総選挙政策 73、憲法」2024.10. 日本共産党ウェブサイト <https://www.jcp.or.jp/web_policy/2024/10/202410-bunya73.html>; 「参政党 公約 2024」参政党ウェブサイト <https://sanseito.jp/2020/50th_hore_policy/>; 「党規約と綱領」日本保守党ウェブサイト <<https://hoshuto.jp/regulation/>>; 「日本保守党の重点政策項目」同 <<https://hoshuto.jp/policy/>>; 「2024 衆議院総選挙政策」社会民主党ウェブサイト <<https://sdp.or.jp/statement/2024-koyaku/>>; 社会民主党「重点政策 2024」p.13 (「第50回衆議院選挙 重点政策」社会民主党ウェブサイト <<https://sdp.or.jp/2024-50-policy/>> から閲覧) を基に筆者作成。

III 世論の動き

1 憲法改正の賛否の推移

境家史郎東京大学大学院教授は、戦後の大まかな推移として、以下の点を指摘している⁵¹。

- ①主権回復(昭和27(1952)年4月)前後の時期には、憲法改正に賛成する有権者が多かった。
- ②高度成長期に入ると、相対的に安定した国際環境と成長社会の中で、憲法をこのまま維持してもよいと考える有権者が増加した⁵²。
- ③冷戦終結後の1990年代から2000年代初めには、湾岸戦争を契機とする自衛隊の海外派遣や、バブル崩壊等の経済的・社会的な危機下における統治機構改革の動きの中で、憲法改正に賛成する有権者が増加した。
- ④2000年代には、自衛隊のイラク派遣等により憲法第9条の問題が争点として重要性を増したことから、護憲論が高まりを見せた。
- ⑤近年においては、何らかの点⁵³で憲法改正が必要と考える有権者が、そうでないと考える有権者とほとんど同じ程度に存在している。

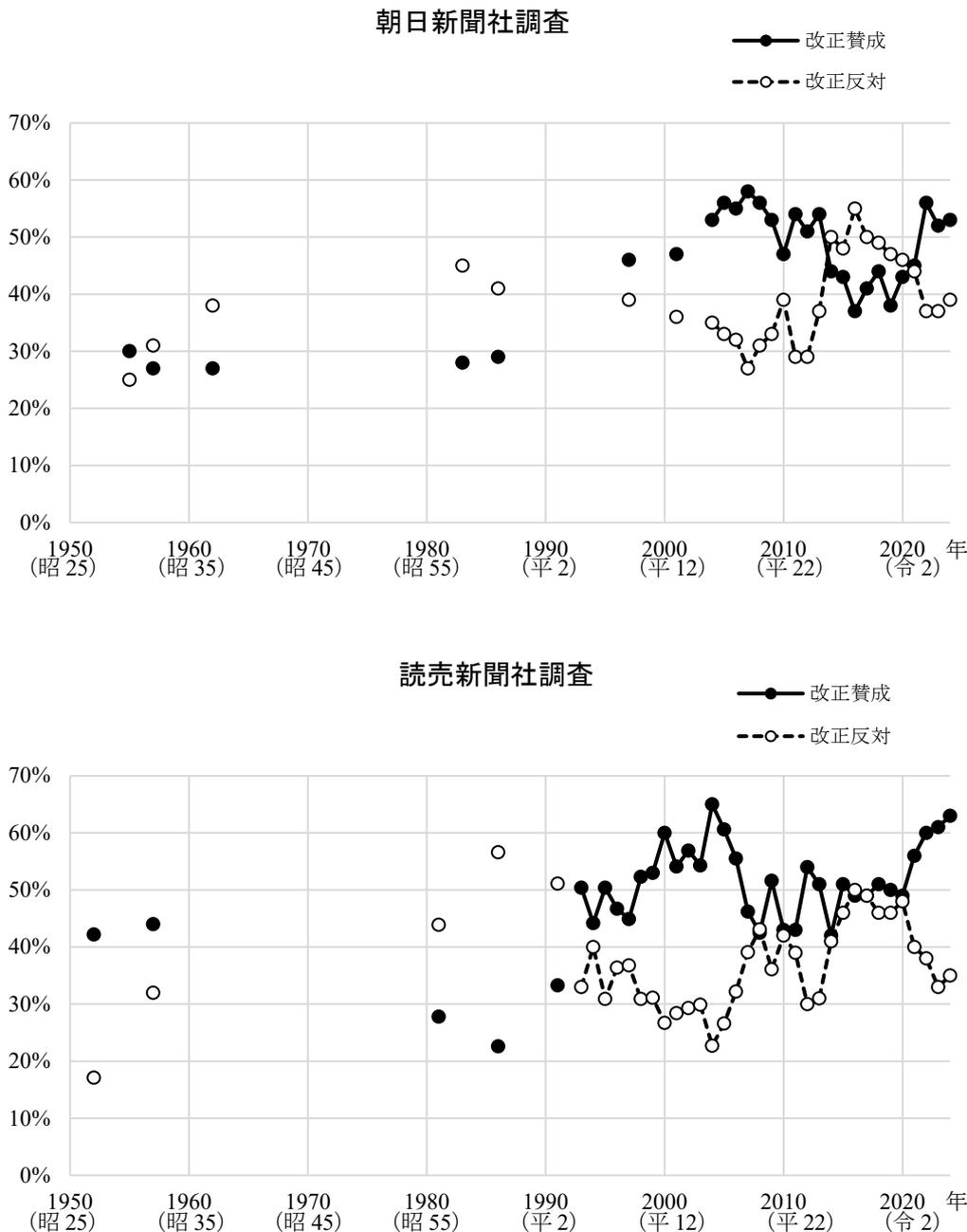
参考として、朝日新聞社と読売新聞社の世論調査の結果を基に、憲法改正の賛否の1950年代以降の推移を図3に示す。

なお、このような世論調査の結果の解釈に当たっては、次のような点に留意する必要があるとの指摘がある。

- ①時期により調査手法や質問文が異なるため単純に比較はできない⁵⁴。
- ②憲法改正の賛否を問う世論調査は戦後早くから行われてきたが、その目的は当初、占領下で制定された憲法全体の正統性をどう評価するか、あるいは、全面改憲論に賛成かを問うことにあり、今日とは質問の意図が異なると考えられる⁵⁵。
- ③「憲法改正に賛成か」という質問が「憲法をどこか一か所でも変えるべきか」を問うものとして理解されている今日では、その調査結果の解釈は極めて困難になっている⁵⁶。

⁵¹ 境家史郎『憲法と世論—戦後日本人は憲法とどう向き合ってきたのか—』(筑摩選書0150)筑摩書房, 2017, pp.290-294.
⁵² ただし、現実の外交・安全保障政策と憲法第9条との整合性の観点から、自衛権や自衛隊の位置付けを明確化するためであれば改憲も認めるという意見は珍しくなかったとされる(同上, pp.115-122, 291)。
⁵³ 個別の論点として、自衛権・自衛隊の明記、「新しい人権」規定の導入等が挙げられている(同上, p.292)。
⁵⁴ 「改憲不要48% 必要43% 本社世論調査」『朝日新聞』2015.5.2; 「基礎からわかる世論調査」『読売新聞』2020.7.18.
⁵⁵ 境家 前掲注(51), pp.86-87.
⁵⁶ 同上, p.302.

図3 憲法改正の賛否の推移（朝日新聞社と読売新聞社の世論調査結果）



(凡例) 連続して数値を採取できた年間は線をつないでいる。朝日新聞社の質問文は、「現在の日本の憲法は、改正する必要があるという意見と、改正する必要があるという意見とがあります。あなたはどちらの意見に賛成ですか。」(1955, 1957, 1962年)、「あなたは、いまの憲法を改正することに賛成ですか。反対ですか。」(1983, 1986年)、「憲法全体をみて、いまの憲法を改正する必要があると思いますか。改正する必要はないと思いますか。」(1997, 2001, 2004-2012年)、「いまの憲法を変える必要があると思いますか。変える必要はないと思いますか。」(2013-2024年)。読売新聞社の質問文は、「憲法を改正すべきだという意見と、改正すべきでないという意見がありますが、あなたは改正に賛成ですか反対ですか」(1952年)、「あなたは、憲法を改正した方がいいと思いますか、それともいまのままの方がいいと思いますか。」(1957年)、「今の憲法を、改正する方がいいと思いますか、改正しない方がいいと思いますか。」(1981, 1986, 1991, 1993-2024年)。なお、これらの質問文の一部は、年によって表現に若干の違いがある(読点の有無、語句の省略等)。
 (出典) 『朝日新聞』及び『読売新聞』の各年の世論調査結果を基に筆者作成。作成には両紙のデータベース(「朝日新聞クロスサーチ」及び「ヨミダス歴史館」)等を用いた。

2 近時の世論調査結果

令和6(2024)年に行われた憲法に関する主な世論調査結果のうち、改正の賛否、議論の活発化、検討項目・改正項目と、優先して取り組んでほしい政策課題(諸政策課題における憲法改正の優先度)に係るものは、表3のとおりであった。また、個別の世論調査結果について、調査を行った新聞社等は例えば以下のような見解を示している。

- ①憲法改正賛成派が増えた背景には、日本を取り巻く安全保障環境の変化があると見られる⁵⁷。
- ②憲法改正をめぐる国民の意識は複雑である。一般論として是非を問うと、肯定派が若干多い傾向が近年は浮かぶ。ただし、改憲は優先度の高い課題とみなされていない⁵⁸。
- ③改憲が必要であると思いつながら、憲法改正国民投票で適切な判断ができる自信がないという人が一定数存在する⁵⁹。

表3 憲法に関する近時の世論調査結果

| 改正の賛否 | | |
|---------------------------|--|--|
| 朝日新聞社 (2024.2.27~4.10) | 「いまの憲法を変える必要があると思いますか。変える必要はないと思いますか。」 | 「変える必要がある」53% 「変える必要はない」39% |
| 共同通信社 (2024.3.5~4.15) | 「あなたは憲法を改正する必要があると思いますか、改正する必要はないと思いますか。」 | 「改正する必要がある」28% 「どちらかといえば改正する必要がある」47% 「どちらかといえば改正する必要はない」16% 「改正する必要はない」7% 「無回答」2% |
| 読売新聞社 (2024.3.12~4.18) | 「あなたは、今の憲法を、改正する方がよいと思いますか、改正しない方がよいと思いますか。」 | 「改正する方がよい」63% 「改正しない方がよい」35% 「答えない」2% |
| 毎日新聞社 (2024.10.3) | 「石破首相の下での憲法改正に賛成ですか、反対ですか。」 | 「賛成」27% 「反対」28% 「わからない」44% |
| 議論の活発化 | | |
| 共同通信社 (2024.3.5~4.15) | 「岸田文雄首相は自身の自民党総裁任期である9月までの憲法改正に意欲を示しています。あなたは、国会で憲法改正を巡る議論を急ぐ必要があると思いますか、急ぐ必要はないと思いますか。」 | 「急ぐ必要がある」33% 「急ぐ必要はない」65% 「無回答」2% |
| 読売新聞社 (2024.3.12~4.18) | 「あなたは、各政党が、憲法に関する議論をもっと活発に行うべきだと思いますか、そうは思いませんか。」 | 「もっと活発に行うべきだ」72% 「そうは思わない」25% 「答えない」2% |
| 朝日新聞社 (2024.9.14~15) | 「次の首相のもとで憲法改正の議論を急ぐべきだと思いますか。急ぐ必要はないと思いますか。」 | 「急ぐべきだ」34% 「急ぐ必要はない」55% |

⁵⁷ 「憲法改正「賛成」63%」『読売新聞』2024.5.3.

⁵⁸ 「社説 戦後80年 憲法のこれから 国民が議論を取り戻す時」『毎日新聞』2025.1.20.

⁵⁹ 「もし、憲法改正案の国民投票となったら 適切な判断ができる自信は？」『朝日新聞デジタル』2024.5.8. 朝日新聞社の世論調査(2024.2.27~4.10)では、「いまの憲法を変える必要があると思いますか。変える必要はないと思いますか。」との質問に対して「変える必要がある」と回答した者の中で、「もし、憲法改正案についての国民投票をすることになった場合、適切な判断ができる自信がどの程度ありますか。」との質問に対して「あまりない」「まったくない」と回答した者の割合は、39%であったとされている。

| 検討項目・改正項目 | | |
|-------------------------------------|--|---|
| 朝日新聞社 (2024.2.27～4.10) | 「憲法にかかわる次のテーマのうち、国会でもっと議論してほしいものは何ですか。（複数回答）」 | 「憲法改正のための国民投票のあり方」50% 「デジタル時代における人権保障のあり方」49% 「敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有」35% 「都市と地方の選挙区間に生じる「一票の格差」」33% 「同性婚」18% (上位5件) |
| 共同通信社 (2024.3.5～4.15) | 「憲法に関し、あなたが国会で議論してほしいテーマは何ですか。優先度の高いものを三つまでお答えください。」 | 「憲法9条と自衛隊」34% 「社会保障などの生存権」31% 「大災害時などの緊急事態」28% 「デジタル社会での人権」22% 「教育」20% (上位5件) |
| 読売新聞社 (2024.3.12～4.18) | 「日本の憲法について、とくに興味を持っているものを、いくつでも選んでください。」 | 「戦争放棄、自衛隊の問題」51% 「教育の問題」31% 「環境問題」30% 「緊急事態への対応の問題」27% 「平等と差別の問題」26% (上位5件) |
| 読売新聞社 (2024.3.12～4.18) | 「日本の憲法について、あなたが、今の条文を改めたり、新たな条文を加えたりする方がよいと思うものを、いくつでも選んで下さい。」 | 「自衛のための軍隊保持」45% 「健全な財政の維持」38% 「教育の無償化」34% 「緊急事態への対応」32% 「良好な環境で生活する権利」31%(上位5件) |
| 優先して取り組んでほしい政策課題（諸政策課題における憲法改正の優先度） | | |
| 読売新聞社 (2024.10.1～2) | 「石破内閣に、優先して取り組んでほしい政策や課題を、次の8つの中から、いくつでも選んでください。」 | 「景気や雇用」88% 「教育や子育て」75% 「社会保障」71% (上位3件) : 「憲法改正」30% |
| 共同通信社 (2024.10.1～2) | 「あなたは、石破茂首相が優先して取り組むべき課題は何だと思いますか。二つまでお答えください。」 | 「景気・雇用・物価高対策」55.9% 「年金や社会保障」29.4% 「子育て・少子化」22.7% (上位3件) : 「憲法改正」4.4% |
| 毎日新聞社 (2024.10.3) | 「あなたが、新内閣に取り組んでほしい政策はなんですか。（複数回答）」 | 「物価対策」72% 「景気対策」68% 「社会保障」51% (上位3件) : 「憲法改正」16% |
| 産経新聞社・FNN (2024.12.14～15) | 「石破内閣に今後取り組んでほしい政策は（2つ選択）」 | 「物価高・賃上げ対策」41.9% 「子供・子育て支援」33.2% 「経済対策・景気対策」30.8% (上位3件) : 「憲法改正」3.3% |
| 日本経済新聞社 (2024.12.20～22) | 「石破首相に優先的に処理してほしい政策課題は何ですか。次の14個の中からいくつでもお答えください。」 | 「物価対策」38% 「経済全般」36% 「子育て・教育・少子化対策」28%(上位3件) : 「憲法改正」8% |

(凡例) 朝日新聞社(2024.2.27～4.10)、読売新聞社(2024.3.12～4.18)及び共同通信社(2024.3.5～4.15)の調査は、いずれも全国の有権者から無作為に3,000人を選び、郵送方式(2月末～3月中旬に調査票を発送、4月中旬までの返送分)で実施(有効回答は2,000前後)。毎日新聞社(10月3日)の調査は、NTTドコモが運営するdポイントクラブの会員約7000万人から無作為に抽出した者のスマートフォンにメールを配信する方式で実施(有効回答は2,061)。その他の調査は、コンピューターで無作為に作成した固定電話・携帯電話番号に電話をかける(又は質問を送付する)RDD又はRDS(ランダム・デジット・ダイヤリング(又はサンプリング))方式で実施(有効回答は1,000前後)。共同通信社の調査は『東京新聞』に掲載されたもの。

(出典) 「「憲法」世論調査の詳報」『東京新聞』2024.5.2; 「質問と回答」『朝日新聞』2024.5.3; 「質問と回答」『読売新聞』2024.5.3; 「本社世論調査 質問と回答」『朝日新聞』2024.9.17; 「本社全国世論調査結果」『読売新聞』2024.10.3; 「石破内閣 世論調査詳報」『東京新聞』2024.10.3; 「本社世論調査 質問と回答」『毎日新聞』2024.10.4; 「合同世論調査 質問と回答」『産経新聞』2024.12.17; 「内閣支持率を追う 日経世論調査全データ」<<http://vdata.nikkei.com/newsgraphics/cabinet-approval-rating>>を基に筆者作成。